7．主要社員及び子法人に関する事項（当該為替取引分析業者が一般社団法人である場合に記載）

氏名 又は商号 若しくは名称	住所 又は所在地	資本金、 出資 又は基金 の額	主要な 事業の 内容	議決権の保有割合 又は被保有割合		関係の有無 及び内容
				保有割合 （%）	被保有割合 （%）	

（記載上の注意）

1．「主要社員」とは、総社員の議決権の100分の10以上の議決権を保有している社員をいう。

2．「子法人」とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第２条第４号に規定する子法人をいう。

3．「住所又は所在地」は、国内に住所を有する個人及び国内に本店又は主たる事務所を有する法人その他の団体にあっては住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地を市町村名まで記載し、外国に住所を有する個人及び外国に本店又は主たる事務所を有する法人その他の団体にあっては住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地を都市名まで記載すること。

4．「資本金、出資又は基金の額」の単位は、資本金、出資又は基金の額が10億円以上の場合にあっては億円、１億円以上10億円未満の場合にあっては千万円、千万円以上１億円未満の場合にあっては百万円、百万円以上千万円未満の場合にあっては十万円とすることができる。

5．「主要な事業の内容」は、日本標準産業分類表細分類により記載すること。

6．「保有割合（%）」は、当該主要社員の保有している当該為替取引分析業者の議決権が当該為替取引分析業者の総社員の議決権に占める割合を、「被保有割合（%）」は、当該為替取引分析業者の保有している当該子法人の議決権の数の当該子法人の議決権の総数に対する割合を、それぞれ百分率（小数点以下２位未満を切り捨てるものとする。）で記載すること。

7．「関係の有無及び内容」は、役職員の兼任、資金援助、業務上の取引状況等について記載すること。

8．記載しきれないときは、行を追加して記載すること。

9．法第63条の24第１項の許可申請書又は法第63条の33第２項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名又は商号若しくは名称」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

8．情報の取得方法及び適切な管理に関する状況

（記載上の注意）

法第63条の29第２項第３号に掲げる事項及び第12条第９号ハに掲げる事項として業務方法書に定めた事項について、当期における状況の推移を簡潔に記載すること。

9．業務の継続的遂行の確保に関する状況

（記載上の注意）

法第63条の29第２項第４号に掲げる事項及び第12条第９号ニに掲げる事項として業務方法書に定めた事項について、当期における状況の推移を簡潔に記載すること。

10．為替取引分析業等以外の業務に関する状況

事業の内容	概要

（記載上の注意）

1．「事業の内容」は、日本標準産業分類表細分類により記載すること。

2．「概要」は、当期における当該業務の状況の推移を簡潔に記載すること。

3．記載しきれないときは、行を追加して記載すること。

第三種郵便物認可　令和五年三月三十一日